

令和8年3月定例会 教育長報告

行 事 表	
2月10日(火)	第4回能代市部活動地域移行推進協議会(本庁舎 会議室9・10)
2月12日(木)	令和7年度第3回能代市社会教育委員の会議(能代市中央公民館)
〃	能代市栄光賞授与式(NODENアリーナ)
2月13日(金)	第2回能代市奨学選考委員会(本庁舎 会議室9・10)
2月15日(日)	第18回ジュニアフェンシング二ツ井大会(二ツ井町総合体育館)
2月16日(月)	第2回能代市立小・中学校事務共同実施推進協議会 (二ツ井町庁舎 庁議室)
2月17日(火)	市議会定例会(～3月16日 本庁舎 議場)
2月18日(水)	第3回教育長面接:県教育委員会(山本地域振興局)
2月20日(金)	教育委員会臨時会(本庁舎 会議室9・10)
3月 8日(日)	中学校卒業式(東雲中学校)
3月10日(火)	小学校卒業式(向能代小学校)
3月17日(火)	第5回能代市部活動地域移行推進協議会(能代市中央公民館)
3月18日(水)	教育委員会臨時会(二ツ井町庁舎 庁議室)
3月21日(土)	市制施行記念能代市表彰式、市制20周年記念式典(能代市文化会館)
3月25日(水)	能代市・豊島区教育連携「協定覚書サインセレモニー」 (二ツ井町庁舎 庁議室)
3月26日(木)	教育委員会定例会(本庁舎 会議室9・10)
3月31日(火)	退職者辞令交付式(本庁舎 大会議室)
4月 1日(木)	教育委員会職員辞令交付式(本庁舎 会議室5)
4月 9日(木)	令和8年度能代市校長会総会(淳城南小学校)
〃	令和8年度能代市山本郡校長会総会(淳城南小学校)
〃	令和8年度能代山本教育研究会総会(淳城南小学校)
4月15日(水)	令和8年度能代市小・中学校教頭会総会(能代市中央公民館)
4月16日(木)	第77回東北都市教育長協議会定期総会、研修会 (～17日 青森県八戸市)
4月22日(水)	教育委員会定例会(本庁舎 会議室9・10)

議案第9号

能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部改正について

能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する告示
能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱（令和6年能代市教育委員会告示第2号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

能代市部活動地域展開推進協議会設置要綱

第1条中「部活動の地域移行」を「部活動の地域展開」に、「能代市部活動地域移行推進協議会」を「能代市部活動地域展開推進協議会」に改める。

第2条中「部活動の地域移行」を「部活動の地域展開」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

国のガイドラインの改定により、地域移行から地域展開へ名称を変更したことに伴い、能代市部活動地域移行推進協議会の名称等を改めようとするものである。

能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱（令和6年能代市教育委員会告示第2号）
 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>能代市部活動<u>地域移行</u>推進協議会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 能代市立中学校における部活動の<u>地域移行</u>（以下「部活動の<u>地域移行</u>」という。）に係る事業の推進について協議するため、能代市部活動<u>地域移行</u>推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）部活動の<u>地域移行</u>に係る進捗管理に関すること。</p> <p>（2）部活動の<u>地域移行</u>に係る事業の監督に関すること。</p> <p>（3）部活動の<u>地域移行</u>における課題に関すること。</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、部活動の<u>地域移行</u>に関すること。</p> <p>以下省略</p>	<p>能代市部活動<u>地域展開</u>推進協議会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 能代市立中学校における部活動の<u>地域展開</u>（以下「部活動の<u>地域展開</u>」という。）に係る事業の推進について協議するため、能代市部活動<u>地域展開</u>推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）部活動の<u>地域展開</u>に係る進捗管理に関すること。</p> <p>（2）部活動の<u>地域展開</u>に係る事業の監督に関すること。</p> <p>（3）部活動の<u>地域展開</u>における課題に関すること。</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、部活動の<u>地域展開</u>に関すること。</p> <p>以下省略</p>

議案第10号

能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）のⅡの2地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 能代市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについての具体的な確認事項並びに第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、教育委員会が別に定める。

(認定申請)

第3条 能代市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の実施主体が能

代市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、能代市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は、「能代市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、能代市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、能代市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 能代市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第7条 能代市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに能代市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

（休止の届出）

第8条 能代市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに能代市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第9条 能代市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃

止する場合には、速やかに能代市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第7号）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育委員会は、能代市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- （1） 不正な手段等により認定を受けたとき。
- （2） 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- （3） 能代市認定地域クラブ活動の実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、能代市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、能代市認定地域クラブ活動の実施主体に通知するものとする。

（能代市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、能代市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（能代市認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 教育委員会は、能代市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- （1） 生徒・保護者等に対する情報提供
- （2） 地域クラブ活動の運営等への財政支援、学校施設等の利用その他の公的支援
- （3） 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年度末までの間は、教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、第1号、第3号又は第4号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

（令和8年度の認定の有効期間の例外）

3 第6条の規定にかかわらず、能代市認定地域クラブ活動の令和8年度の認定の有効期間は、同年度末までとする。

能代市教育委員会教育長 様

団体名

代表者氏名

能代市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

能代市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 能代市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 能代市教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① 能代市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号） ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書

能代市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

□ 生徒(※1)の自主的・主体的な参加による活動(※2)であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

□ 能代市に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない

□ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること(※3)

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画・役割分担等の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること(※1)

□ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定され、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体の通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 能代市が定める研修を受講し、能代市に登録された指導人材が活動に携わること（※1）
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

※1 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、「「能代市認定地域クラブ活動指導者」登録制度」を参照。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 能代市、地域クラブ活動の実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと

- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること

- ・団体の目的
- ・役員（代表、副代表、会計、監事(※1)）の選任・解任に関すること
- ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・会員の入退会、参加費等に関すること
- ・予算・決算の審議・承認に関すること

- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

- 営利を主たる目的とせずに運営すること

- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること

- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること

上記、要件を確認しました。

年 月 日

能代市教育委員会教育長 様

団体名

代表者氏名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

能代市教育委員会
教育長
(公印省略)

能代市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった能代市認定地域クラブ活動の認定申請について、能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

年 月 日

様

能代市教育委員会
教育長
(公印省略)

能代市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、能代市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

能代市教育委員会教育長 様

団体名

代表者氏名

能代市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで能代市認定地域クラブ活動の認定を受けた申請内容のうち、認定に係る事項に変更が生じたため、能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

能代市教育委員会教育長 様

団体名

代表者氏名

能代市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで能代市認定地域クラブ活動の認定を受けたことについて、活動を休止するため、能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

能代市教育委員会教育長 様

団体名

代表者氏名

能代市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで能代市認定地域クラブ活動の認定を受けたことについて、活動を廃止するため、能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第9条の規定により下記のとおり申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 活動廃止の理由

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

能代市教育委員会
教育長
(公印省略)

能代市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで能代市認定地域クラブ活動として認定したことについて、
下記理由により認定を取り消すこととしましたので能代市認定地域クラブ活動の認定
に関する要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由

提案理由

能代市認定地域クラブ活動の認定に関し、必要な事項を定めようとするものである。

議案第11号

能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程の制定について

能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程を次のように定める。

令和8年3月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、部活動の地域展開に伴い、能代市立学校教職員（以下「教職員」という。）がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動（部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定により、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職兼業の許可を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(兼職兼業の申請)

第2条 兼職兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書（様式第1号）及びこれに記載のある添付書類（以下これらを「申請書等」という。）を、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定により申請書等の提出があった場合には、その内容を確認し、次条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書等に地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書（様式第2号）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可等)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請及び副申があった場合には、その内容

を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた兼職兼業の許可を行う。

- (1) 申請が、申請者の意思に反して行われていること。
- (2) 兼職兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあること。
- (3) 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間をいう。）が、単月当たり100時間以上となり、又は複数月平均80時間を超えることが見込まれること。
- (4) 兼職兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること。
- (5) 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがあること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が兼職兼業を許可することが適当でないとする事情があること。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書（様式第3号）により、同項各号のいずれかに該当するなど許可を認めがたいときは地域クラブ活動に係る兼職兼業不許可通知書（様式第4号）により、学校長を通じて申請者に通知する。

（申請内容の変更等）

第4条 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改めて第2条第1項に基づく申請を行わなければならない。

（許可の取消し）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼職兼業の許可を取り消し、地域クラブ活動に係る兼職兼業取消通知書（様式第5号）により学校長を通じて当該許可を受けた申請者に通知する。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- (3) 許可を受けた教職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める場合

(服務)

第6条 兼職兼業の許可を受け、地域クラブ活動における業務に従事する教職員（以下「兼職兼業教職員」という。）は、次の規定を遵守しなければならない。

- (1) 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと（教育公務員特例法第17条の規定による許可を受けた場合又は地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。）。
- (2) 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること。
- (3) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと。

(勤務時間の報告)

第7条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月5日までに、地域クラブ活動従事時間報告書（様式第6号）を学校長に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の報告書の写しを、当該報告書が提出された月の7日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、兼職兼業教職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないように、兼職兼業教職員の学校における勤務時間（教師の場合は在校等時間）と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業教職員の健康管理を図らなければならない。

(兼職兼業教職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約)

第8条 兼職兼業教職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第9条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取ることはできない。

- 2 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職兼業の申請が不要な場合)

第10条 教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第2条第1項の規定に基づく兼職兼業の申請は要しない。

(実態調査)

第11条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

能代市教育委員会 宛て
（学校長経由）

学校名
職・氏名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称
運営団体・実施主体：
地域クラブ活動：
- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容
従事時間 時間／月当たり
従事期間 年 月 日～ 年 月 日
従事内容
- 4 報酬の見込み額
1 時間・月・年 当たり 円
- 5 添付書類
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書（案）の写し
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類
 地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類
 その他（ ）

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

能代市教育委員会 宛て

学校名

学校長名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書及び添付書類の提出があり、能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると考えますので、同規程第2条第2項の規定により副申します。

記

兼職兼業を希望する教職員の氏名

<備考>

（※必要に応じて記載）

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

学校名
学校長 様

申請者 様

能代市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程第3条第2項の規定により通知します。

<備考>

（※必要に応じて記載）

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

学校名
学校長 様

申請者 様

能代市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、不許可とすることとしましたので、能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程第3条第2項の規定により通知します。

<備考>

（※不許可の理由を記載）

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

学校名
学校長 様

許可者 様

能代市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業取消通知書

年 月 日付けで許可した地域クラブ活動に係る兼職兼業については、許可を取り消すこととしましたので、能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程第5条の規定により通知します。

<備考>

（※取消の理由を記載）

学校長 宛て

学校名
職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書（ 年 月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、年 月に下記のとおり活動しましたので、能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程第7条第1項の規定により報告します。

記

- ① 地域クラブ活動における労働時間
- ② ①と、学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）の合計時間
- ③ ②から、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間）を差し引いた時間

活動月	①	②	③（活動月のみ）	③（複数月平均）
年 月	時間	時間 (※1)	時間	80時間以内であればチェック→ <input type="checkbox"/> (※2)

(※1) ②のうち、「学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）」について、個々の教職員において記載できない場合は、学校の管理職から当該教職員に対して情報提供を行い、それに基づき記載すること。

(※2) 活動月を含めた直近の2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の③の平均時間が、いずれにおいても80時間以内である必要がある。

提案理由

能代市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関し、必要な事項を定めようとするものである。

議案第12号

能代市学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定により、能代市学校薬剤師を次のように委嘱する。

令和8年3月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市学校薬剤師名簿

委嘱年月日 令和8年4月1日

学校名	学校薬剤師名	備考
二ツ井中学校	大原純子	新任

提案理由

能代市学校薬剤師である大高淳子の退任に伴い、新たに委嘱しようとするものである。

議案第13号

能代市地域学校協働活動推進員の委嘱について

能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱（令和2年能代市教育委員会告示第11号）第4条の規定により、能代市地域学校協働活動推進員を別紙のとおり委嘱する。

令和8年3月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市地域学校協働活動推進員の任期が令和8年3月31日で満了することから、新たに委嘱しようとするものである。

能代市地域学校協働活動推進員名簿

任 期 令和8年4月 1日から
令和9年3月31日まで

学校区	氏 名	備 考
淳城西小学校区	千 羽 正 人	再 任
淳城南小学校区	鈴 木 和 人	新 任
第四小学校区	永 塚 光 子	再 任
	石 井 清 樹	再 任
第五小学校区	戸 松 郁 子	再 任
向能代小学校区	大 高 幸 美	再 任
浅内小学校区	保 坂 智 之	再 任
二ツ井小学校区	瀧 川 宗 一	新 任
能代第一中学校区	千 羽 正 人	再 任
能代第二中学校区	浅 野 満	再 任
能代東中学校区	谷 内 直 毅	新 任
東雲中学校区	板 倉 和 也	再 任
能代南中学校区	平 川 真 実	再 任
二ツ井中学校区	瀧 川 宗 一	新 任

議案第 1 4 号

能代市二ツ井公民館分館長及び主事補の委嘱について

能代市公民館の管理運営に関する規則（平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 2 4 号）第 1 7 条第 3 項の規定により、能代市二ツ井公民館分館長及び主事補を別紙のとおり委嘱する。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

能代市二ツ井公民館分館長及び主事補を新たに委嘱しようとするものである。

能代市二ツ井公民館分館長及び主事補名簿

任 期 令和 8年 4月 1日から
令和10年 3月31日まで

分館名及び役職		氏 名	備 考
天神	分館長	簾 内 正 子	再 任
	主事補	高 橋 廣 文	再 任
荷上場	分館長	畠 山 繁 昭	再 任
	主事補	淡 路 美 智 子	再 任
二ツ井	分館長	畠 山 一 昭	新 任
	主事補	越 前 谷 恵 子	再 任
種梅	分館長	安 井 松 栄	再 任
	主事補	藤 田 弘 子	再 任
仁鮎	分館長	菊 池 清 一	再 任
	主事補	豊 澤 公 一	再 任
田代	分館長	清 水 重 光	再 任
	主事補	高 橋 肇	再 任
切石	分館長	桜 田 千 穂 子	再 任
	主事補	佐 藤 花 紀	再 任
富根	分館長	米 川 貢	再 任
	主事補	工 藤 恵	再 任

議案第15号

能代市二ツ井公民館分館運営委員の委嘱について

能代市公民館の管理運営に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第24号）第18条第4項の規定により、能代市二ツ井公民館分館運営委員を別紙のとおり委嘱する。

令和8年3月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市二ツ井公民館分館運営委員を新たに委嘱しようとするものである。

能代市二ツ井公民館分館運営委員名簿

任 期 令和 8年 4月 1日から
令和10年 3月31日まで

分館名及び役職		氏 名	備 考
天神	運営委員	簾 内 裕 樹	再 任
		簾 内 寛	再 任
		工 藤 恵 里 子	再 任
		菊 地 千 ヨ 子	再 任
		高 橋 恭 子	再 任
		高 橋 修	再 任
荷上場	運営委員	菊 池 康 紀	再 任
		吉 田 哲 行	再 任
		佐 藤 光 幸	再 任
		飯 坂 敏 昭	再 任
		小 西 清 一	再 任
		大 郷 司 孝 子	再 任
		伊 藤 祐 子	再 任
		菊 地 蘭 子	再 任
二ツ井	運営委員	小 林 勝 幸	新 任
		田 口 照 夫	再 任
		佐 藤 恵 美 子	新 任
		山 崎 幸 美	新 任
		加 藤 涼 子	再 任
		田 口 さ お り	再 任
		舩 谷 雅 弘	再 任
		川 村 祥 子	再 任
		畠 山 孝 志	再 任

分館名及び役職		氏 名	備 考
種梅	運営委員	成 田 加 代 子	再 任
		茂 内 夕 子	再 任
		藤 田 栄 美 子	再 任
		藤 田 幸 子	再 任
		齊 藤 幹 子	再 任
仁鮎	運営委員	七 尾 信 義	再 任
		田 中 雅 樹	再 任
		工 藤 博 史	再 任
		藤 田 佐 代 子	再 任
		成 田 孝 弘	再 任
		吉 岡 千 鶴 子	再 任
		小 野 崎 千 貴 子	再 任
		我 妻 祥 子	再 任
田代	運営委員	成 田 専 一	再 任
		七 尾 ち と せ	再 任
		清 水 久 美 子	再 任
		清 水 幸 子	再 任
		藤 田 正	再 任
切石	運営委員	松 島 恵 子	再 任
		工 藤 久 美 子	再 任
		高 根 留 美 子	再 任
		成 田 孝 行	再 任
		櫻 田 二 三 男	再 任
		佐 藤 順 信	再 任
		石 山 錦 晴	新 任

分館名及び役職		氏 名	備 考
富根	運営委員	山 谷 芳 行	再 任
		工 藤 マリ子	再 任
		金 拓 雄	再 任
		佐 藤 耕	再 任
		大 柄 鉄 也	再 任
		山 谷 英 之	再 任
		山 谷 康 太 郎	再 任
		佐 藤 誠	再 任
		桐 越 克 也	再 任

議案第16号

能代市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、能代市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。

令和8年3月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市スポーツ推進委員名簿

任期 令和8年4月 1日から
令和9年3月31日まで

氏名	住所	備考
飯坂尚登	能代地区	新任

提案理由

能代市スポーツ推進委員を新たに委嘱しようとするものである。

議案第17号

令和8年度能代市学校教育の重点について

令和8年度能代市学校教育の重点を別紙のとおり定める。

令和8年3月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

令和8年度能代市学校教育の重点を新たに定めようとするものである。

令和8年度

能代市の学校教育



学び合う 感謝と思いやりにあふれる

わのまち 能代



学校教育の基本方針

豊かな人間性を育む学校教育の推進

◆学校教育の重点◆

一 主体的で創意ある
教育活動の推進

二 心豊かな人間性と
健やかな体を育む
教育の推進

三 基礎学力の向上を図る
学習指導

四 幅広い識見と
実践的指導力を培う
教職員の研修

五 安全・安心な
学校教育の充実と
環境の整備

能代市教育委員会

学校教育の重点

1 主体的で創意ある教育活動の推進

重点	実践事項
(1) カリキュラム・マネジメントの視点を基に、ふるさと教育・キャリア教育を核とした教育活動の推進 (2) 地域と学校が一体となる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の推進	① 郷土の自然・歴史や伝統・文化・産業等を生かした教育課程の編成 ② 将来の社会的・職業的自立を見据えた、全体計画・年間計画の工夫と改善 ① 学校・家庭・地域の連携・協働による、子どもたちの成長を支える活動の推進 ② 小・中の系統性を踏まえ、地域全体で子どもを育てる体制づくり

2 心豊かな人間性と健やかな体を育む教育の推進

重点	実践事項
(1) 一人一人の自己実現を支える生徒指導の充実 (2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	① 不登校・いじめ等の未然防止、早期発見、即時対応の徹底 ② 共感的な人間関係を育む学級経営の充実 ③ 校内体制の機能化（組織的且つ迅速な対応） ① 教育活動全体を通して行う、組織的・計画的な道徳教育の推進 ② 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の構築 ③ 健康的な生活習慣の定着と体力向上を図る、継続的な指導の充実

3 基礎学力の向上を図る学習指導

重点	実践事項
(1) 「秋田の探究型授業」を基軸とした、主体的・対話的で深い学びの実現	① 秋田の探究型授業の基本プロセスを機能させた授業づくりの充実 ② 思考を広げ深めるための、言語活動の効果的な位置付け ③ 思考表現ツールとしてのICT機器の効果的な活用 ④ 諸調査の結果分析に基づいた指導方法の工夫・改善

4 幅広い識見と実践的指導力を培う教職員の研修

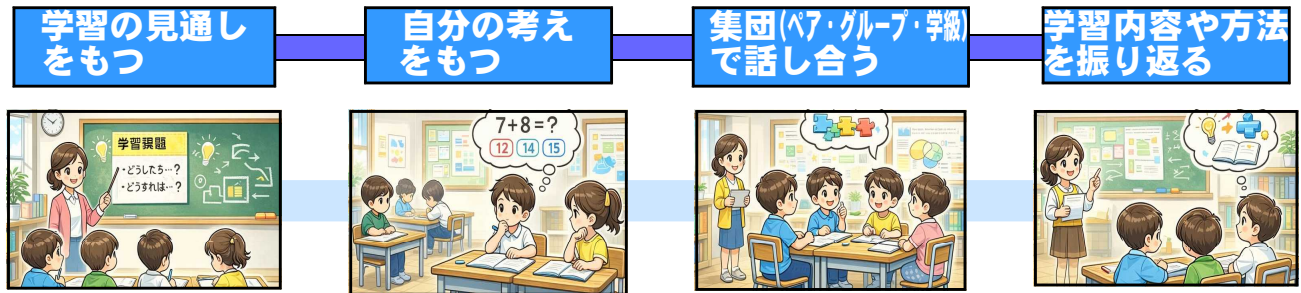
重点	実践事項
(1) 学校の組織力向上につながる校内研修の充実 (2) 今日的な教育課題に対応する市教委研修の充実	① 教科・学年の枠を超えた協働的な研究の充実 ② 外部指導者の活用による、客観的な検証機会の充実 ① 学校のニーズに応じた学校訪問による、学校組織活性化への支援 ② 教師一人一人のキャリアステージに応じた資質・能力向上研修の充実

5 安全・安心な学校教育の充実と環境の整備

重点	実践事項
(1) 学校安全に関する指導の推進と学校施設の適切な維持管理	① 自分の命を守る力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、地域と連携した安全教育の充実 ② PDCAサイクルを機能させた安全管理体制の確立

R8 能代市の授業づくり【本年度の重点】

【「秋田の探究型授業」の基本プロセス】



主体的・対話的で深い学びを実現する授業展開の工夫

- ◇児童生徒の声やつまずきを基に、思考を広げ深める必然性のある課題を設定するとともに、課題解決の見通しをもたせる。
- ◇机間指導やICTの活用を通して、児童生徒同士の考えが繋がり、学びが深まるような学び合いを意図的にコーディネートする。
- ◇育てたい資質・能力や自己の変容を児童生徒が自覚し、次の学びにつながるよう、自分の言葉での振り返りを位置付ける。

デジタルとアナログのベストミックスを考慮した授業づくり

能代市では、すべての子どもが主体的に学び、自立して未来を切り拓く力を育むことを目指し、『生徒指導』『特別支援教育』『幼保小の円滑な接続』を柱として学校教育を推進しています

R8 能代市の特色ある取組

1 児童生徒の「自己実現」を支える生徒指導

- 児童生徒のよさを伸ばす発達支持的生徒指導の推進
- 児童生徒が目をは輝かせる授業づくりによる魅力ある学校づくり
- 不登校児童生徒への支援と教育支援センター「はまなす広場」の活用
- 市配置の学校保護者対応アドバイザー（SPA）による学校支援の充実
- SPAを活用した保護者対応支援や関係機関との連携強化



2 「自立」に向けた系統的な特別支援教育

- ◆特別支援教育統括コーディネーター・特別支援教育アドバイザー
児童生徒の自立に必要な指導方法や支援の在り方等について、教員や指導員・支援員に助言する。
- ◆特別支援教育指導員・特別支援教育支援員
支援を必要とする児童生徒への学習支援・生活支援をする。
- ◆特別支援教室（ステップアップ）
小集団での授業を通して小学校生活への適応を図る。
- ◆幼児通級指導教室（すてっぷ）
入学前に小集団で指導し、集団生活への適応を図る。



自立
中学校
小学校
就学前

3 「幼児教育・保育アドバイザー兼架け橋期のコーディネーター」の配置

- ・全小学校区での架け橋期のカリキュラム（2年間）の作成と活用・改善の支援、スタートカリキュラムの充実
- ・就学前施設への巡回訪問・助言等
- ・就学前施設及び小学校職員を対象とした合同研修会の開催
- ・県との連携体制の強化



架け橋プログラムの充実

秋田県教育委員会と連動したPDCA

所長訪問 5月下旬～7月上旬	↓	○各校の課題を明らかにし、授業改善に向けた目標を具体的に設定するために、北教育事務所長・山本出張所長の学校訪問に、市教委も同行し、学校とともに指導を受けます。
要請訪問 (希望校へ)	↓	◎各校の研修の在り方や授業改善の取組について、指導主事が訪問して指導助言します。市教委では、指導案検討会から共に授業研究に取り組んだり、事後研究会をコーディネートしたりすることも可能です。初任者の授業研での活用が増えています。
市教委訪問 9月中旬～11月上旬	↓	◎各校の経営方針の実践と授業改善等の成果を確認するために、教育長・学校教育課長・参事・指導主事が訪問し、全職員の授業を参観し、助言します。

令和8年度年間事業予定

学校教育課・教育研究所関連事業			
月	主催・所管事業	月	主催・所管事業
4月	・各交付式での情報交換・研修(2日) ・全国学力・学習状況調査(23日) ・教務・研究主任協議会(24日) ・市特別支援教育連絡協議会(28日)	8月	・心の教室相談員情報交換会(3日) ・学校図書支援員研修会(4日) ・市初任研Ⅱ(18日) ・外国語活動・外国語研修会(20日)
5月	・北教育事務所長訪問(～7月上旬) ・第1回幼保小連携推進協議会(12日) ・市初任研Ⅰ(20日) ・読書活動推進研修会(22日) ・不登校に関する研修会(27日) ・通学路合同点検(29日) ・5歳児親子相談(～2月) ・幼児通級指導教室(～3月)	9月	・市教委訪問(～11月上旬) ・ICT活用研修会(15日) ・特別支援教育指導員・支援員研修会(25日)
6月	・特別支援教育担任等研修会(19日) ・部活動指導員研修会(24日)	11月	・市教育支援委員会(10日) ・第2回幼保小連携推進協議会(11日) ・未来を創る能代っ子ふるさと会議(16日)
7月	・社会科授業力向上研修会(8日) ・児童生徒支援アドバイザー等訪問(長期休業中)	12月	・県学習状況調査(小学校：2日、中学校：3日) ・いじめ問題対策連絡協議会(中旬)
通年	・教育支援センター「はまなす広場」 ・教育相談「風の子相談」(電話・メール・面談) ・不登校保護者会(月1回)	2月	・教育研究所運営協議会(5日) ・「はまなす広場」運営協議会(10日) ・第3回幼保小連携推進協議会(16日)
		(月)～(金)	9:00～15:00
		第3木曜	15:30～17:30

*開催期日は変更になる場合があります。

能代市教育委員会

TEL 0185-73-5178 FAX 0185-73-6459 〒018-3192 能代市二ツ井町字上台1-1

議案第18号

能代市部活動地域展開推進計画について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第17条第2項の規定により、能代市部活動地域展開推進計画を別添のとおり定める。

令和8年3月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市部活動地域展開推進計画を定めようとするものである。

能代市部活動地域展開推進計画（案）

～ いざ進もう 部活動の先へ ～

令和8（2026）年4月

能代市教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、体力の向上や健康の増進、感性・表現力の育成のほか、自主性・連帯感等を育てるなど、様々な教育的意義を有した活動であります。

しかし、急激な少子化が進む中、各学校での部活動種目数に格差が生じているほか、合同部活動の取組では、年度ごとに編成が変わり指導者や指導方針も変わるなど、決して好ましい環境とは言えず、これまでと同様に各学校が運営する部活動には多くの課題が生じています。

また、部活動の運営は、これまで教職員の献身的な勤務によって支えられてきましたが、長時間勤務の一因であることは否めません。生徒の減少とともに教職員も減少する中で、本市の部活動顧問の約6割は、その種目の未経験者による指導となっており、部活動の質の低下が懸念されるほか、教職員の精神的負担も大きく、本来の教育面の充実のためにも改善は必要とされています。

このように学校部活動は、大きな岐路に立たされており、全国の市町村が新たなカタチを模索する中、本市においても未来を担う子どもたちへスポーツ・文化芸術活動が有する様々な価値を継続して提供することは重要と考え、令和2（2020）年度から市内中学校へ部活動指導員を配置し、部活動の運営・改善方策に取り組んできたほか、令和5（2023）年度には「能代市部活動地域移行推進計画」を策定し、平日を含めた部活動の地域移行を進めてきました。

この間、様々な課題が抽出され検討を重ねてきた結果、一定数の地域クラブの創設やスポーツ少年団での中学生受入などの成果も出ていますが、同計画に掲げた令和8（2026）年度までに全種目を移行するという目標には辿り着かない状況であることから、改めて方向性を示す計画を策定することとしました。

将来的な目指す姿は、子どもたちのみならず地域の誰もが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の構築です。しかしながら、本市の部活動は長年にわたり中学校体育連盟や吹奏楽コンクール等の大会参加及び活躍を目指した活動が根付いていることから、まずは現在活動している学校部活動種目の地域展開を優先的に整えることとし、段階的に部活動種目以外の多種多様な活動環境の構築や地域の誰もが楽しめる環境づくりに挑戦したいと考えています。

この部活動改革は、長年の常識を変える大改革ですが、将来の子どもたちのためにも学校、スポーツ・文化芸術団体、保護者、企業等の皆様と合意形成を図り連携して進めていきます。

いざ進もう 部活動の先へ！

目 次

はじめに

I	部活動地域展開の背景	1
1	国の動向	
2	本市の中学校部活動を取り巻く現状	
	(1) 少子化の影響	
	(2) 学校の現状	
II	目指す姿及び基本目標と取組方針	5
1	目指す姿	
2	基本目標	
3	取組方針	
	(1) 第一次部活動廃止時期の設定	
	(2) 平日を含めた地域展開の実現	
	(3) 持続可能な活動の体制づくり	
4	計画期間	
III	地域クラブ活動の在り方及び認定制度	6
1	地域クラブ活動の在り方	
2	能代市認定地域クラブ活動	
	(1) 制度概要	
	(2) 種目及び参加生徒の対象区域	
	(3) 認定要件	
	(4) 指導者	
	(5) 支援内容	
IV	推進体制及びロードマップ	12
1	推進体制	
2	ロードマップ	
V	その他	13

I 部活動地域展開の背景

1 国の動向

令和4（2022）年12月、スポーツ庁・文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8（2026）年度までに休日の部活動の地域移行を目指すとなりました。この間、指導者や活動場所の確保、保護者負担等の多くの課題が浮き彫りとなる中、令和7（2025）年12月に文部科学省にて新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「総合的なガイドライン」という。）を示し、令和8（2026）年度からの6年間を改革実行期間と位置づけ、令和13（2031）年度末までに休日の完全移行を目指すことなどを示しています。

また、「地域移行」という名称について、従来学校内で運営されていた活動を広く地域に開き、地域全体で支えるという意図を込めて「地域展開」に変更するほか、地域クラブ活動に関する認定制度を設け、市町村が認定した活動を「認定地域クラブ活動」と呼び、各種支援を行うとしています。

【総合的なガイドライン 理念・方向性】

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し学校教育の質も向上。
- 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

2 本市の中学校部活動を取り巻く現状

（1）少子化の影響

本市の中学校生徒数は、平成27（2015）年度の1,337人から10年後の令和7（2025）年度には895人となり（H27比較33%の減少）、急激な少子化が進んでいます。さらに5年後の令和12（2030）年度には729人（H27比較45%、R7比較19%の減少）と推測され、平成27（2015）年度からの15年間で約半数になると推測されます。

図1：能代市における中学校生徒数の推移（各年5月1日時点、令和8(2026)年以降見込）

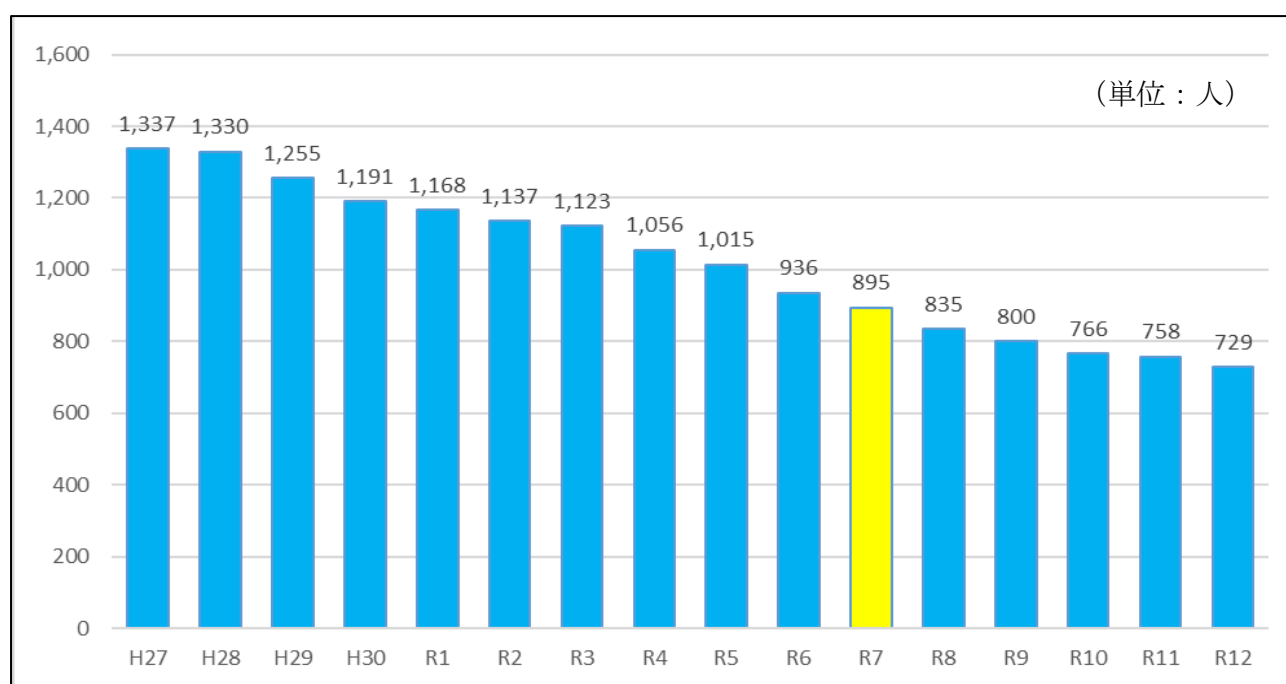


表1：各中学校生徒数推移（各年5月1日時点、令和8(2026)年以降見込）

（単位：人）

学校名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
一中	226	227	206	201	191	202	206	190	161	130	125	131	126	111	103	99
二中	296	300	310	296	320	298	288	273	277	258	249	228	224	201	207	196
東中	139	128	123	110	102	100	97	99	104	98	87	66	59	59	68	74
東雲中	242	239	217	209	251	237	225	182	174	170	166	156	157	169	159	145
南中	203	210	208	204	179	167	180	180	177	160	150	152	148	152	142	137
常盤中	38	29	28	25												
二ツ井中	193	197	163	146	125	133	127	132	122	120	118	102	86	74	79	78
合計	1,337	1,330	1,255	1,191	1,168	1,137	1,123	1,056	1,015	936	895	835	800	766	758	729

少子化は部活動加入生徒数の減に直結するほか、近年では必ずしも部活動に加入しなくても良い風潮の中で加入率は低下の傾向となっています。（R5加入率：96.2%、R7加入率：87.3%）

団体種目においては学校単位でチームが組めず、合同チームで大会に参加せざる得ない種目、学校が増加しています（野球、ソフトボール、剣道、男女バスケットボール、バレーボール、吹奏楽）。合同チームは中学校体育連盟等の救済措置ですが、毎年組む学校が変わり同チーム内でも指導者が変わるなど、課題となっています。

文化部活動では吹奏楽の部員も減少が顕著であり、小編成の活動が主となることや、指導体制等が課題となっています。

学校部活動の加入率の低下が進む中で、学校外での地域クラブ活動等の環境を整え、スポーツ・文化芸術活動を行う生徒の割合を維持する環境づくりが求められます。

表2：中学校部活動の部員数（令和7（2025）年4月時点）

	一中	二中	東中	東雲中	南中	二ツ井中	合計
生徒数(人)	125	249	87	166	150	118	895
野球	13	18	3	14	11	9	68
ソフトボール		5	1	7			13
男子ソフトテニス	9	17	14		6		46
女子ソフトテニス	12	15		11	9	8	55
剣道	6	18		6			30
陸上	20	20	12	19	30	18	119
男子バスケットボール		15		24	17	4	60
女子バスケットボール	9	7	12			2	30
卓球	12	22	3	24	3		64
バレーボール		7	4	11	12	4	38
柔道		8		4	9	8	29
体操		4					4
水泳		7			2		9
吹奏楽	14	25	26	30	19	9	123
美術	14	11		2	27		54
学芸部等		1				3	4
地域クラブ等	7	12	9			7	35
合計	116	212	84	152	145	72	781
加入率	92.8%	85.1%	96.6%	91.6%	96.7%	61.0%	87.3%

※ は合同チーム（市外中学校を含む）

（2）学校の現状

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、ICT教育への対応、いじめ・不登校への対応のほか、複雑化する進路指導や保護者等からの意見や相談対応など、部活動対応のほかにも教職員が取り組まなければならないことが多様化・複雑化しており、厳しい勤務実態が社会問題化しています。

また、生徒の減少に伴い教職員も減少しており、一教職員の負担が増えていることも課題となっています。

一方、国の地域展開の方向性では、地域クラブには、これまでの教職員の指導者等の関りも重要とされており、希望する教職員が地域クラブから謝礼を得ながら活動できる兼職兼業の仕組みを制度化しています。本市における教職員のアンケートでは、積極的に希望するが1.3%、条件が合えば希望するが11.5%との意向に留まっており、兼職兼業の促進を図る必要があります。

表3：教職員の時間外在校等時間の状況（令和6（2024）年度実績）

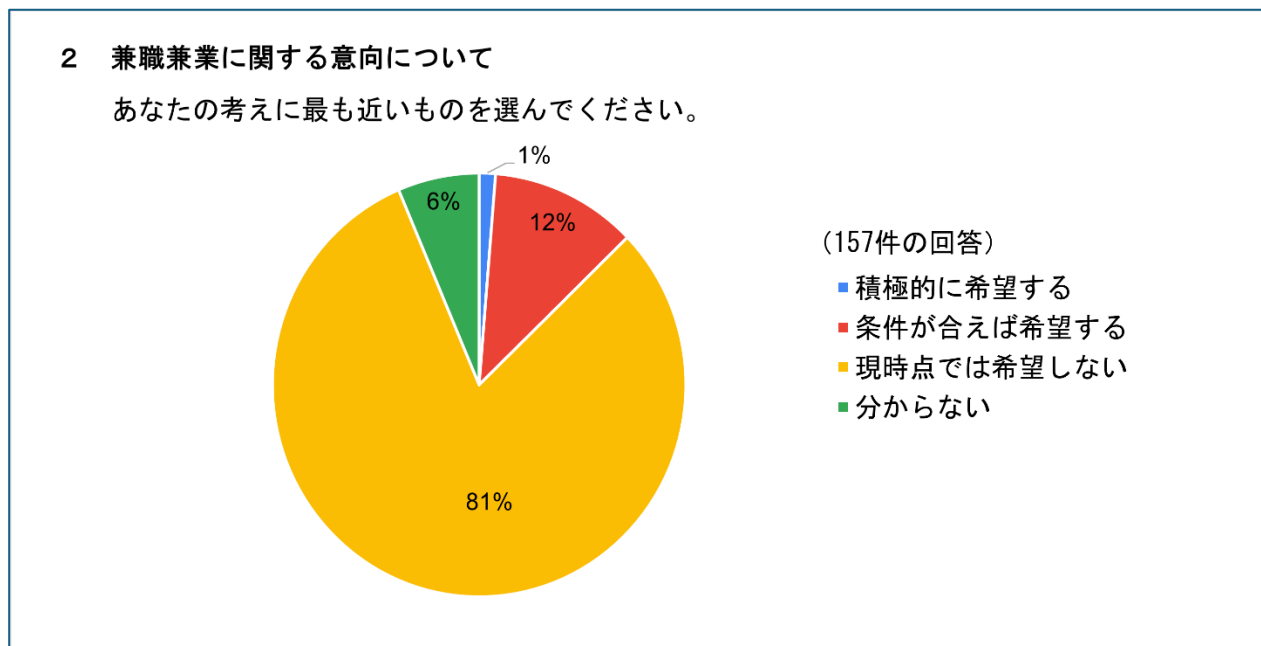
	年平均	月45時間を上回る割合
小学校	月27.9時間	23.0%
中学校	月39.0時間	50.0%

表4：学校数・生徒数・学級数・教職員数の推移（各年5月1日時点）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中学校数(校)	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
生徒数(人)	1,337	1,330	1,255	1,191	1,168	1,137	1,123	1,056	1,015	936	895
学級数(学級)	58	57	55	53	51	47	47	45	46	45	47
教職員数(人)	181	184	185	185	164	159	168	164	167	165	160

※教職員：直接的に生徒への教育を担当する教員のほか、事務や保健など学校運営を支える全ての職員

図2：教職員の兼職兼業におけるアンケート調査抜粋（令和8（2026）年1月実施）



Ⅱ 目指す姿及び基本目標と取組方針

1 目指す姿

将来にわたり子どもたちが多様性に富んだスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築します。

2 基本目標

現在活動している中学校部活動種目の地域への展開により、活動機会の確保・充実を図り、各学校における体験格差を解消します。

3 取組方針

(1) 第一次部活動廃止時期の設定

令和11（2029）年度を第一次部活動廃止年度とします。

種目毎に活動生徒数が違うほか、クラブの受入可能人数や中学校体育連盟主催大会に参加するルールが違うことなどを踏まえ、種目毎に地域展開を図ります。環境が整った種目は前倒して実施しますが、入学前の児童及び生徒や保護者への十分な周知と情報共有が必要となります。

(2) 平日を含めた地域展開の実現

本市では、指導者が変わることの弊害や将来を見据え、平日と休日の隔たりのない地域展開を目指します。種目によっては、休日の地域展開からの整備推進も考えられます。

(3) 持続可能な活動の体制づくり

生徒や保護者にとって安心できる地域クラブ活動の整備が必要であり、指導者研修や保険加入等を必須にするほか、持続可能な活動のために市からの活動支援が必要となります。支援は、活動場所の斡旋や指導者研修等の機会提供のほか、費用面の支援、移動支援などが考えられますが、国等の施策を含め段階的に検討していきます。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの3年間とします。この期間を「第一次推進期間」と位置づけ、令和11年度（2029）の第一次部活動廃止を目指します。

【参考：次期計画】

次期計画では、令和11（2029）年度から令和13（2031）年度の3年間を計画期間とし、「第二次推進期間」と位置づけます。令和10（2028）年度に中間評価を実施し、様々な要因により地域展開できていない種目の実現や部活動種目以外の多種多様な環境づくりの推進に取り組みます。

また、平日の地域展開が困難な種目についても令和13（2031）年度末までに休日の完全移行を目指します。

【参考：国の改革期間】

令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間を「改革実行期間」として設定し、改革実行期間内に、原則全ての学校部活動において休日の地域展開を目指す。令和8（2026）年度から令和10（2028）年度を「前期」、令和11（2029）年度から令和13（2031）年度を「後期」とし、前期の終了時に「中間評価」を実施し、その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

Ⅲ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動においては、「総合的なガイドライン」に基づき、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、社会全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要となります。

【学校部活動が担ってきた教育的意義の例】

- ①スポーツ・文化芸術等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

【地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例】

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

2 能代市認定地域クラブ活動

(1) 制度概要

能代市において、中学生の望ましい活動を支える地域のスポーツ・文化芸術団体等の活動を「能代市認定地域クラブ活動」と認定し、活動の推進を図ります。

認定するクラブ活動については、「総合的なガイドライン」の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づいた、「能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」（以下「能代市認定地域クラブ活動要綱」という。）を制定し、学校との連携が図れていることや指導体制が構築されていること、クラブ規約等により適切な運営を行うことなどを確認します。これにより、子どもたちがのびのびと安心してスポーツ・文化芸術活動を楽しめる環境を維持します。

また、本市では令和5（2023）年に策定した「能代市部活動地域移行推進計画」以降、既に地域クラブとして活動しているクラブがあるほか、それ以前に中学生徒を受け入れて活動しているクラブ等があります。これらのクラブ等が「能代市認定地域クラブ活動要綱」に沿った地域クラブ活動を行うとした場合、様々な点で転換する準備期間が必要となります。この期間を令和8（2026）年度末までとする経過措置期間とし、より良い活動の在り方を構築していく必要があります。

(2) 種目及び参加生徒の対象区域

①種目

第一次推進期間における種目は、現在活動している中学校部活動種目及び中学校体育連盟が主催する大会等へ参加する下記種目とします。

【種目名】全 16 種目

- ・野球 ・ソフトボール ・ソフトテニス ・剣道 ・陸上 ・バスケットボール
- ・卓球 ・バレーボール ・柔道 ・体操 ・水泳 ・バドミントン ・フェンシング
- ・スキー ・吹奏楽 ・美術

また、児童アンケート（対象：小学生4～6年生）では、中学生になったら、放課後や休みの日について、勉強する以外に地域クラブ活動をしたいとの回答は79.1%あり、その多くは現在の部活動種目であるものの、ドッジボール、スノーボード、ダンス、和太鼓、合唱などニーズの多様化が見られます。第二次推進期間では、この多様性に対する取組も重要となります。

図3 地域展開に関する児童アンケート調査抜粋（令和7（2025）年1 2月実施）

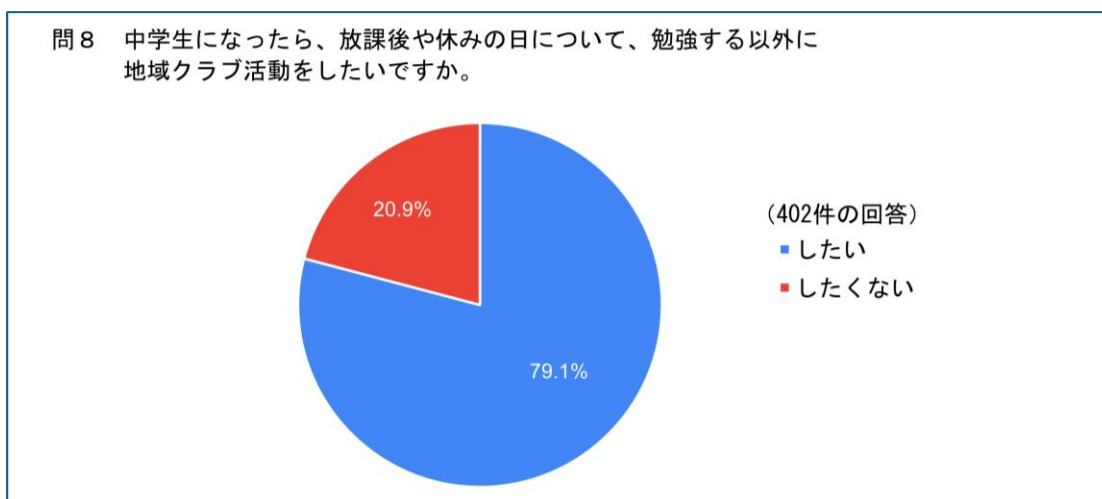
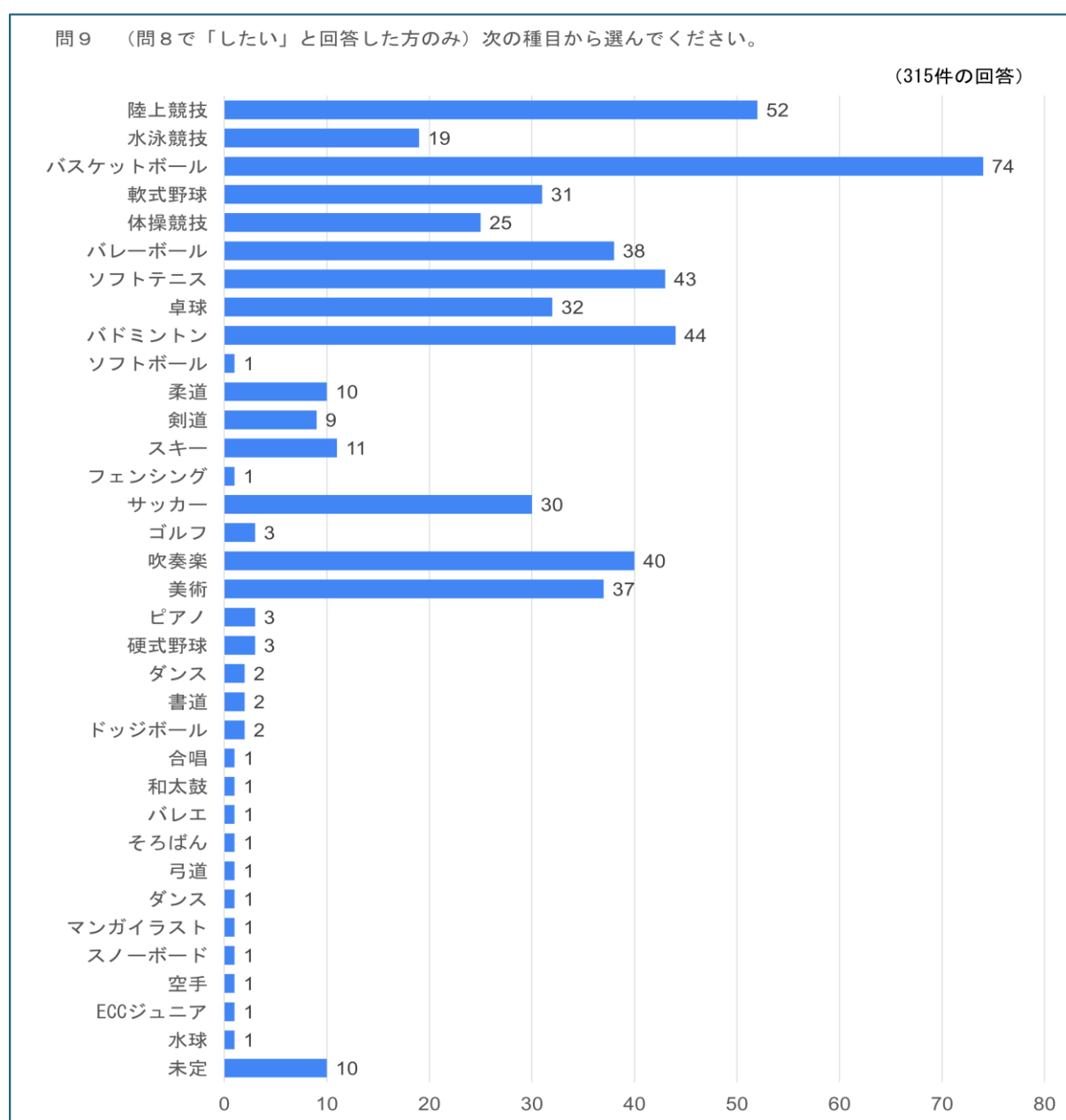


図4 地域展開に関する児童アンケート調査抜粋（令和7（2025）年1 2月実施）



②参加生徒の対象区域

対象区域については、生徒数が減少する中でも多種多様な種目の整備を図る観点から、市内全域を対象とします。ただし、参加生徒が多いと見込まれる種目等については、受皿となり得る種目団体や関係者等と協議のうえ、複数の中学校区を定めた対象区域を設けるなどにより過多・過少を防ぎ、充実した活動となるように設定します。一方、市内生徒のみで団体種目に参加できない種目や近隣自治体で整っていない種目については、広域的な受け入れも可能とします。

また、認定する地域クラブ活動の数は、将来的には種目毎に1クラブを基本としますが、生徒が自身の志向に合った地域クラブ活動を選択できる環境を構築する観点から、複数の設置も検討します。既存クラブについての急激な統合や廃止は行いませんが、参加生徒数等によっては将来的に種目毎1クラブへの転換が必要と考えます。

(3) 認定要件

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

○生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

○能代市に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない

○選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

○生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること

○年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とすること

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

○地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 能代市が定める研修を受講し、能代市に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 能代市、地域クラブ活動の実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

⑦学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること

(4) 指導者

指導者については、「能代市認定地域クラブ活動指導者」登録制度により、指導者の登録や研修等を行います。また、教職員の兼職兼業の促進を図ります。

なお、種目によっては、大会等への参加に各競技団体の資格保有（ライセンス等）を条件とされる場合もあります。

指導方法等については、「総合的なガイドライン」の「Ⅳ 学校部活動の在り方」の遵守を求めます。

【主な要点】

- 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
- 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 適切な活動時間・休養日等の設定
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(5) 支援内容

①活動場所の斡旋

活動場所については、地域の学校、公共スポーツ施設、社会教育施設等を斡旋します。スポーツ分野については、スポーツ施設の指定管理者である能代市スポーツ協会と連携し、調整等を行います。文化芸術分野については、活動場所の確保のほか、用具等の運搬・保管などの課題が多く、更なる検討を要します。

②指導者研修等の受講機会や各種情報提供

県や市で開催する研修等の案内のほか、認定地域クラブ活動に係る各種情報を提供します。

③教育委員会及び小・中学校等との連携支援

認定地域クラブ活動の実施主体と、様々な情報共有等を図るために、教育委員会内にコーディネーター、各小・中学校には「地域展開推進員（教職員）」を配置します。

④その他の支援

中学校体育連盟主催の大会等へ参加する、営利を目的としない地域クラブへの活動費の一部補助や国の支援メニュー活用による支援を実施します。（経済的困窮世帯の生徒への参加費等支援など）

また、国の施策・支援等を踏まえた支援の拡充や移動支援等について、継続した検討を行います。

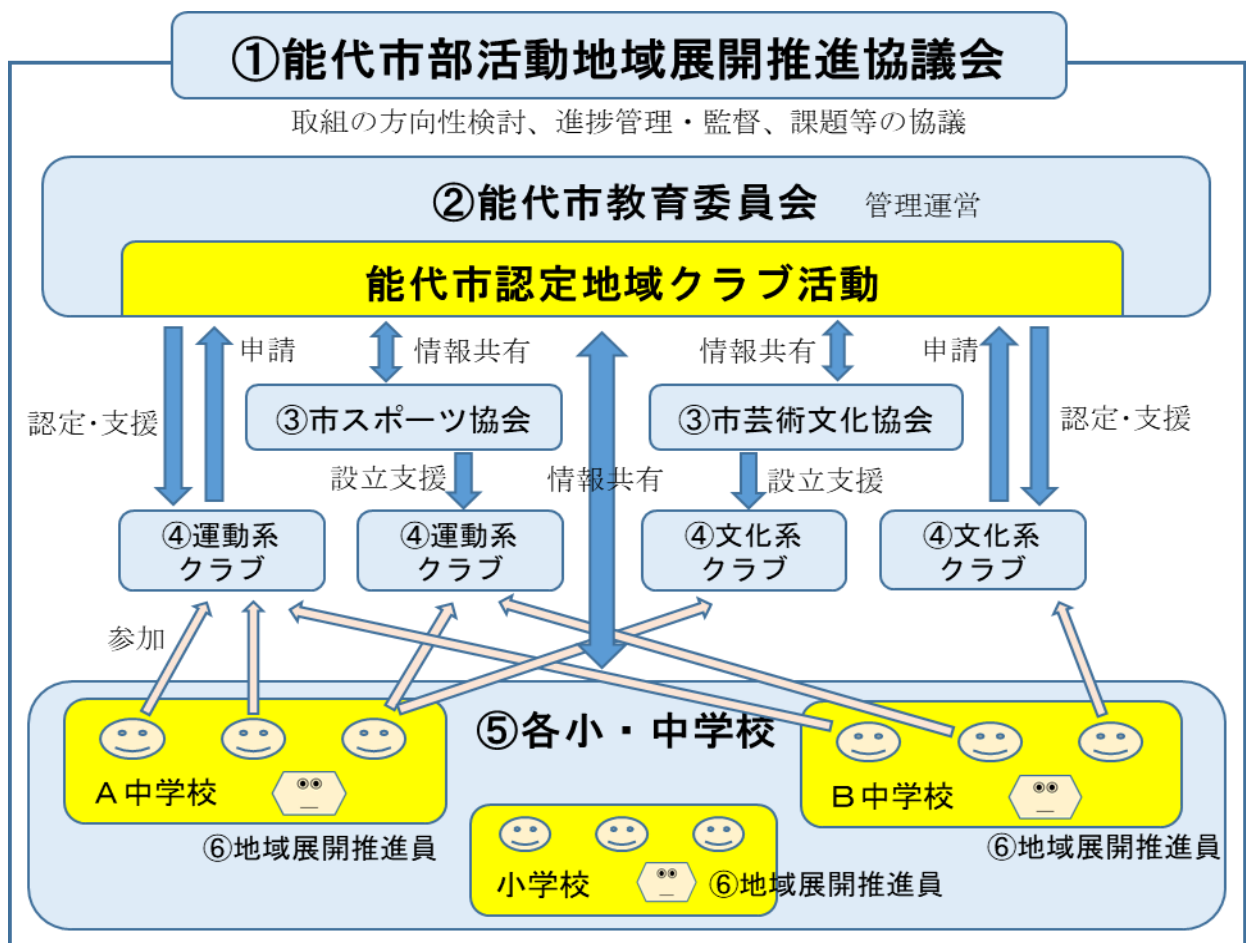
IV 推進体制及びロードマップ

1 推進体制

能代市が取組の責任主体として学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者と連携し、段階的・計画的に取り組めます。当面の間、地域クラブ等の活動を統括する運営団体は、能代市教育委員会が担い、「能代市認定地域クラブ活動制度」の運営、練習場所の確保・斡旋、学校やスポーツ・文化芸術団体との調整等を行います。

また、取組の方向性協議や進捗管理の場として、関係者(学校・保護者・行政・運営団体・競技団体等)で構成する「能代市部活動地域展開推進協議会」との協議を重ね推進を図ります。

図5 取組スキーム



【各主体の役割】

①能代市部活動地域展開推進協議会（全体推進管理）

取組の方向性の検討、進捗管理・監督、課題等の協議

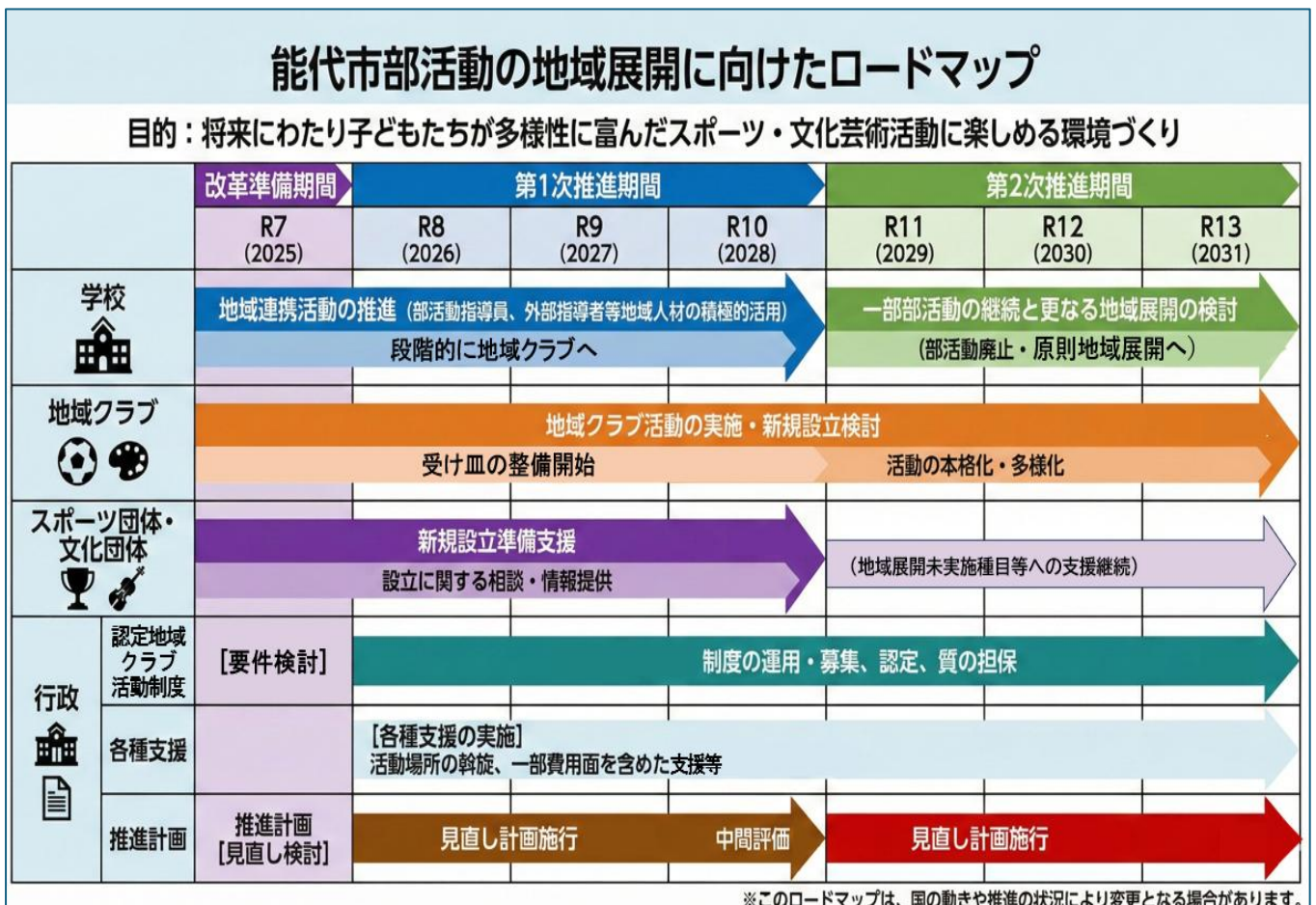
②能代市教育委員会：運営団体（子どものスポーツ・文化環境の構築）

全市的な推進体制の整備

- ・学校やスポーツ・文化団体、地域クラブ、指導者等との連携
- ・支援策の検討（活動場所、活動費、移動支援など）
- ・取組状況等の情報発信

- ・「能代市認定地域クラブ活動」制度の運営
 - ・「能代市認定地域クラブ活動指導者」登録制度の運営
- ③市スポーツ協会・芸術文化協会等
- 地域クラブ設立等の支援
- ・運営団体との情報共有
 - ・学校、各協会、団体等との情報共有、連絡調整
- ④認定地域クラブ活動・地域クラブ活動等：実施主体
- ・クラブの安全管理、指導者の管理、参加費（会費）徴収など
 - ・運営団体、学校、指導者、保護者等との連携（活動日、生徒の管理）
- ⑤各小・中学校
- 関係団体との連携
- ・⑥地域展開推進員の設置（運営団体、認定地域クラブ活動等との連絡調整）
 - ・活動場所の提供
 - ・兼職兼業による連携
- 情報発信
- ・保護者等への情報提供
 - ・認定地域クラブ活動等の募集周知

2 ロードマップ



V その他

本計画は、国・県の方針や支援内容等により、必要に応じて見直しを図ります。

能代市部活動地域展開推進計画 ～ いざ進もう 部活動の先へ ～ (概要)

能代市教育委員会

将来にわたり子どもたちが多様性に富んだスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境の構築を目指し、令和10年度末を目途に、現在活動している中学校部活動種目の地域への展開を図る。

I. 計画策定の背景と課題

- 急激な少子化の進行
 - ・単独校でのチーム編成困難。合同チーム増加。種目格差。
- 教職員の負担増
 - ・業務の多様化、複雑化。約6割が未経験種目の指導。

II. 基本目標と取組方針

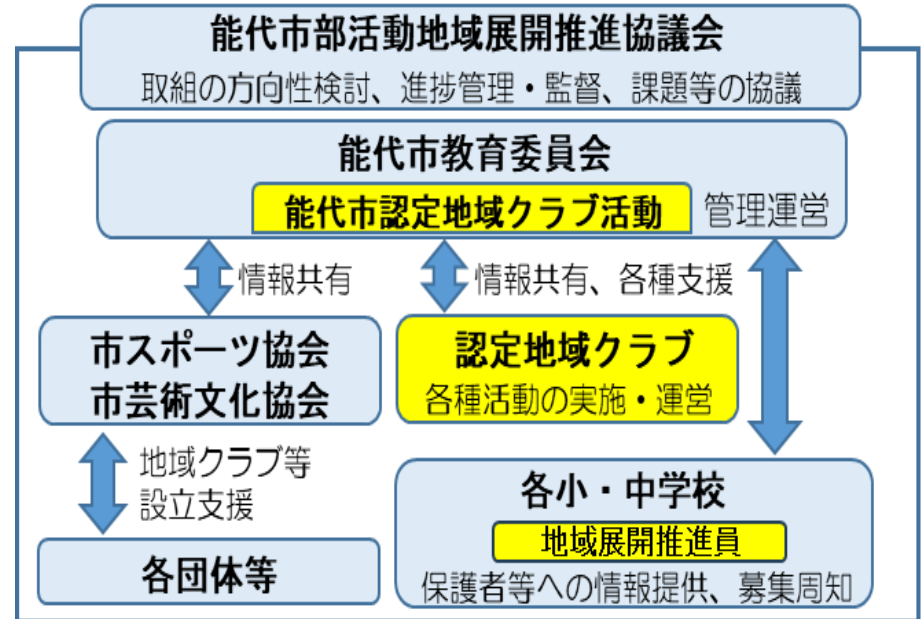
- 【基本目標】
 - 活動機会の確保・充実と体験格差解消
 - ・現在活動している種目の地域展開。
- 【取組方針】
 - 第一次部活動廃止時期の設定
 - ・令和11年度を第一次部活動廃止年度に設定。
 - 平日を含めた地域展開の実現
 - ・種目によっては、休日の地域展開からの整備。
 - 持続可能な活動の体制づくり
 - ・生徒や保護者が安心できる活動環境の整備。
- 【計画期間】 令和8年度～令和10年度

III. 「能代市認定地域クラブ活動」制度

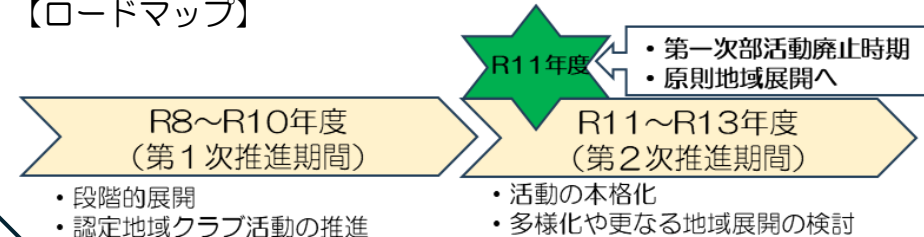
- 対象種目
 - ・現在の部活動種目及び中体連大会参加種目。(全16種)
- 主な認定要件
 - ・適切な活動時間や休養日の設定。(週11時間以内等)
 - ・適切な指導及び安全の体制確保。(スポーツ保険の加入等)
 - ・適切な運営体制の確保。(規約等の作成、非営利の運営等)
- 指導者
 - ・「能代市認定地域クラブ活動指導者」登録制度を運用(指導者の登録、研修の実施)
- 支援内容
 - ・活動場所の斡旋。費用面の支援(活動費の一部補助)等。

IV. 推進体制及びロードマップ

【推進体制】



【ロードマップ】



V. その他

- 計画の見直し
 - ・本計画は、国・県の方針や支援内容等により必要に応じて見直しを図る。

報告第1号

令和8年度能代市社会教育施設運営方針について

令和8年度能代市社会教育施設運営方針を別紙のとおり定めたので報告する。

令和8年3月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

令和8年度能代市社会教育施設運営方針

1 令和8年度能代市公民館運営方針

(1) 基本方針

公民館は、社会教育の拠点施設として機能の充実を図り、各種の講座を企画・運営し、少子高齢化や価値観の多様化に対応した学びの機会の提供に努めるとともに、活力ある地域づくりのために、市民が主体となる学習活動を支援し、だれでも気軽に集い、学びと活動をつなげる環境づくりに努める。

(2) 重点目標

- ①さまざまな世代に対し、多様な学習ニーズやライフステージに応じた多様な学びの機会を提供する。
- ②自主学習グループ等をはじめとした市民の自主的な活動を支援し、学びの成果を地域活動に活かす場や機会の提供に努めるとともに、社会への実践的な参画を促進する。
- ③学校・家庭・地域が連携・協働し、次世代を担う子どもたちを育む地域づくりにつなげる、学びの機会を提供する。
- ④指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

2 令和8年度能代市文化会館運営方針

(1) 基本方針

文化会館は、市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、様々な分野の事業や文化行事を企画し、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する。また、各種催物に広く開放し、市民の自主的な文化芸術活動の奨励に努め、地域の活力を育む文化の拠点として運営する。

(2) 重点目標

- ①主催事業及び共催事業の実施により、市民への優れた文化芸術の鑑賞機会の提供に積極的に取り組む。
- ②市民参加型事業、会場提供型事業等の実施により、地域の文化芸術の振興に努める。

- ③情報化に対応した広報活動により、市民の文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、施設の利用促進を図る。
- ④指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

3 令和8年度能代市勤労青少年ホーム運営方針

(1) 基本方針

勤労青少年ホームは、勤労青少年が自信と意欲を持ち、自立的な職業生活の実現を目指すとともに、その自主性や創造性を培う場として、スポーツ、文化等のサークル活動を支援し、多様な学習ニーズに応じた学びと活動をつなげる環境づくりに努める。

(2) 重点目標

- ①勤労青少年の主体的な活動や地域活動を促進するため、グループ・サークル活動等の支援に努めるとともに、地域づくり等への参画を支援する。
- ②勤労青少年の主体的な学びと活動をつなげる環境を提供し、利用の拡大と交流の促進に努める。
- ③生涯学習関連施設として、だれでも気軽に集い、交流できる学びの場を提供し、生涯学習の推進を図る。
- ④指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

4 令和8年度能代市働く婦人の家運営方針

(1) 基本方針

働く婦人の家は、女性が社会へ積極的に参加できるよう活動の場を提供するとともに、その活動を支援する。

男女が共に持てる力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指し、多様なニーズに応じた講座をはじめ、女性の学習活動意欲を高め、学びと活動をつなげる環境づくりに努める。

(2) 重点目標

- ①多様な学習ニーズに応じた講座の開設に努める。

- ②利用グループの育成と利用グループ連絡協議会への支援に努める。
- ③生涯学習関連施設として、だれでも気軽に集い、交流できる学びの場を提供し、生涯学習の推進を図る。
- ④指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

5 令和8年度能代市立図書館運営方針

(1) 基本方針

市立図書館は、市民の学習要求に応えるため、必要な資料を広く収集・整理・提供する。また、生涯にわたる学びや生活に役立ち、利用しやすい情報の拠点となるよう努める。

さらに、読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図るとともに、各種事業を展開する。

(2) 重点目標

- ①図書館の収集方針に基づいた魅力ある蔵書づくりを推進する。
- ②他の公共図書館や図書館ボランティア等とも連携し、多様な学びの機会を提供するとともに、読書活動の拡充に努める。
- ③子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図り、子どもが気軽に読書に親しむための各種活動や児童図書の実充に努める。
- ④能代図書館・二ツ井図書館の連携を深めるとともに、市民へのサービス向上や利用しやすい施設環境の整備に努める。

6 令和8年度能代市子ども館運営方針

(1) 基本方針

子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムや「宇宙」をテーマにした体験型展示、ロケット・衛星模型等の展示物を活用するとともに、各種事業において実験・観察、工作等に取り組むことにより、宇宙や科学、地域の自然環境等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。

また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。

(2) 重点目標

- ①科学に関連した講座や体験活動を通して子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、学びや遊びの中で人と関わり、探究心や創造性を育むための環境づくりに努める。
- ②認定こども園・保育所、学校、諸団体、関係機関との連携を密にし、理科教育の拠点施設として、機能の充実を図り、活用促進に努める。
- ③プラネタリウムや宇宙関連の展示物の活用を工夫するとともに、JAXA（宇宙航空研究開発機構）や能代ロケット実験場等との連携を図り、子どもと大人がともに学び合える事業や講座の充実に努める。
- ④愛称「サイエンスパーク」やシンボルマーク、キャラクター「ノシロン」等を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。
- ⑤利用者へのサービス向上を図るとともに、気軽に学び遊べる場として、安全・安心な施設の環境整備に努める。